

新潟市経営会議要綱

(設置)

第1条 市政の基本方針や重要施策等について審議し、市政を総合的かつ効率的に推進するために経営会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、市長、副市長、教育長、政策企画部長、総務部長、財務部長をもって組織する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その者に説明させ、又は意見を求めることができる。

(審議事項)

第3条 会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要施策に関する事項
- (3) 中長期的な行政計画に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(主宰)

第4条 会議は、市長が主宰する。

(会議の開催)

第5条 会議は必要の都度開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、政策調整課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(新潟市市政創造推進戦略本部設置要綱及び新潟市市政創造推進戦略本部設置要綱に規定する外部委員会の施行期日を定める要綱)

第2条 新潟市市政創造推進戦略本部設置要綱及び新潟市市政創造推進戦略本部設置要綱に規定する外部委員会の施行期日を定める要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。